

処方・調剤・保険請求の
Q&A

調剤をしていて
疑問に思ったこと、
医師または患者さんに聞
かれて困ったこと、医師に疑
義照会して対応したがいまひとつ納
められないこと、ありませんか？ 皆さんの疑問
に各分野の専門家がお答えいたします。

日本薬剤師会

ご質問をお寄せくだ
さい。要項は次頁にありま
す。なお、回答は本誌に掲載する
ことよってのみ行います。電話やフ
ァクシミリによる回答はご容赦ください。
また、特殊なケースの質問は、採用されないこと
もありますのであらかじめご了承ください。

Q 次のような処方内容について一包化を実施
した場合、処方1と処方2で一包化薬、処方
3で内服薬を算定することになるとと思いますが、自
家製剤加算を算定することは可能でしょうか。

(愛知県 匿名希望)

処方1	ノルバスク錠5mg 1錠 1日1回 朝食後服用 ×28日分
処方2	アーチスト錠20mg 2錠 1日2回 朝夕食後服用×28日分
処方3	レンドルミン錠 0.5錠 1日1回 就寝前服用 ×28日分

A 処方3は内服薬として算定しますので、自家
製剤加算を算定することができます。

自家製剤加算は、調剤報酬点数表において「内服薬」、
「屯服薬」、「外用薬」の調剤料に関する加算として位置
付けられているものです(表1)。したがって、「一包化
薬」を算定した部分については自家製剤加算を算定す

表1 調剤料と加算の関係

調剤料	算定可能な加算(調剤料関係のみ)	
	調剤料に応じて異なるもの	すべての調剤料に共通のもの
内服薬	嚥下困難者用製剤加算 自家製剤加算 計量混合調剤加算	麻薬加算 向精神薬加算 覚せい剤原料加算
屯服薬	自家製剤加算 計量混合調剤加算	毒薬加算 時間外加算
浸煎薬	-	休日加算
湯薬	-	深夜加算
一包化薬	-	夜間・休日等加算 後発医薬品調剤加算
注射薬	無菌製剤処理加算	
外用薬	自家製剤加算 計量混合調剤加算	

ることができません。

すなわち、処方1および処方2については「一包化
薬」として調剤料を算定することになりますので、自家
製剤加算を算定することができません。一方、処方3
は、処方1と処方2のいずれの服用時点とも重複する
部分が一切なく、点数上は「内服薬」として算定するこ
とになりますので、自家製剤加算を算定することがで
きます。

Q 次の処方例のように、同一の服用時点です
が服用するタイミングが異なる内服薬の調
剤料については、どのように計算するのでしょうか。
単純に服用時点ごとに1剤として計算するものでし
ょうか。それとも、服用時点が同一でも、同時に服用
しないものは別剤として取り扱って構わないので
しょうか。(匿名希望)

<処方例>

処方1
A錠 6錠 1日3回 毎食後服用×14日分
処方2
B錠 3錠 1日3回 毎食後服用×14日分
※処方1の服用後(15日目以降)に処方2を服用する

A 従来は、同時に服用するか否かに関係なく、
服用時点(用法)が同一であるごとに1剤とし
て算定するよう取り扱われていましたが、現在は、服
用するタイミングが異なれば別剤として算定して構い
ません。

内服薬の調剤料は、医薬品の種類数に関係なく、服



用時点(用法)が同一であるものごとに「1剤」として算定します。ご質問のように、服用時点が同一であっても同時に服用しない場合(すなわち、服用するタイミングが異なる場合)もありますが、従来は、そのようなケースについても服用時点ごとに1剤として算定するよう取り扱われてきました。

しかし、平成20年度診療報酬改定において一包化薬の算定要件が一部見直されたことに伴って、結果的に、内服薬の調剤料の取り扱いにも若干影響が生じることになりました。一包化薬の考え方を説明するために示



されたQ&Aではありますが(表2)、これにより現在では、服用時点が同一の内服薬であっても、服用するタイミングが異なれば別剤として取り扱えるということが読み取れます(ただし、同一成分の医薬品を用量変化させながら服用するようなケースは除きます)。

したがって、ご質問のケースについては、内服薬調剤料を2剤として算定して差し支えありません。

表2 一包化薬調剤料の考え方

<処方例>

処方1 A錠, B錠, C錠 1日3回毎食後×14日分

処方2 D錠, E散, F散 1日1回就寝前×14日分

処方3 G錠, H散 1日3回毎食後×14日分

※上記を一包化。処方1および処方2の服用後(15日目以降)に処方3を服用

【調剤料の考え方】

- ・処方1または処方2のどちらか一方について一包化薬(14日分、178点)を算定
- ・また、処方1と処方2はいずれも内服薬の1剤相当であるため、処方1を一包化薬として算定した場合は処方2および処方3を内服薬として算定(14日分、63点×2剤分)、処方2を一包化薬として算定した場合は処方1および処方3を内服薬として算定(14日分、63点×2剤分)
- (注)処方1と処方3の服用時点は同一であるが(1日3回毎食後)、服用時点が異なるため、結果的に別剤として取り扱っていることがわかる。

(日本薬剤師会「平成20年度調剤報酬改定等に関するQ&A」より抜粋。一部改変)

質問の募集

調剤をされていて疑問に思ったこと、医師または患者さんに聞かれて困ったこと、医師に疑義照会して対応したがいま一つ納得できないことはありませんか? 皆さまの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。どしどしご質問ください。

「質問の募集」要項

1. 質問の範囲

①実際の処方せんの疑義解釈に関する質問

例えば、処方医に疑義照会すべきかどうか迷っている実例や疑義照会の際に処方医の指示で納得できない実例で、専門家の意見が知りたい、という場合など。

②保険調剤・調剤報酬などに関する質問

例えば、どのようなケースが調剤拒否に該当するのか? や、請求もれがあった場合の対応は? という質問など。

③調剤技術などに関する質問

例えば、A散とB末を配合してもよいのか? また、C錠を粉砕してよいのか? という調剤技術上の質問など。

2. 質問は文書で日本薬剤師会「調剤と情報」係まで、ご連絡ください。
3. 誌上では匿名の扱いをいたしますが、さらに詳しい内容をお聞きしないと回答できないこともありますので、住所、氏名、電話番号を必ず明記ください。
4. 質問の採否ならびに回答者の選択は、編集委員会で決めさせていただきます。
5. 質問ならびに回答は無料です。
6. 質問が採用された方には、じほうから図書カードが贈呈されます。

ただし、本コーナーへの質問はあくまでも『調剤と情報』誌に掲載を前提としておりますので、個人的・特殊な質問にはお答えできません。ご了承ください。また、回答は本誌面によってのみ行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

送付先

〒160-8389 東京都新宿区四谷3-3-1 富士・国保連ビル 日本薬剤師会 「調剤と情報」事務局
TEL.03(3353)1170 FAX.03(3353)6270